

平成20年12月16日

障害者団体
各 位

神奈川県保健福祉部障害福祉課長

新たな地域生活支援施策の構築と神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の改正素案に係る県民意見反映手続きの実施について

日ごろから本県の障害福祉行政の推進につきまして御協力を賜りお礼申し上げます。さて、「新たな地域生活支援施策の構築と神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の改正素案」について、別紙のとおり作成しました。つきましては、平成20年12月16日(火曜日)から平成21年1月15日(木曜日)までの間に、県民意見反映手続きのための意見募集を実施することとしましたので、お知らせします。

- 1 ご意見の募集期間
平成20年12月16日(火曜日)から平成21年1月15日(木曜日)まで
- 2 資料の配布場所
資料は平成20年12月16日(火曜日)から次の場所等で入手できます。
 - (1) 障害福祉課、県政情報センター、各地域県政情報コーナーで配布
 - (2) 県のホームページに掲載

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syogai/fukusi/tiiki/pubcom/tiikiseikatusiensesaku.html>

- 3 ご意見の提出方法
 - (1) 郵送 郵便番号 231-8588 神奈川県保健福祉部障害福祉課 宛て
(住所は省略できます。)
 - (2) ファックシミリ (045)201-2051
 - (3) フォームメール 県のホームページ(保健福祉部障害福祉課)から、電子メール(障害福祉課フォームメール)を利用して、ご意見の提出ができます。(フォームメールにご意見を入力してください。)

問い合わせ先
地域生活支援班 担当 城戸
電話 045-210-4713(直)

「新たな地域生活支援施策の構築と神奈川県在宅重度障害者等 手当支給条例の改正素案」に関する意見募集について

本県では、在宅の福祉サービスが十分ではなかった昭和44年度から、「神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例」の規定に基づき、在宅の重度障害者の方や介護をされているご家族の福祉の増進を図るため、県の単独事業として、手当の支給を行ってきました。

しかし、制度創設から40年近くが経過し、創設時と比較して、

- ・ 福祉施策が施設から地域へと転換したことにより、在宅の福祉サービスが充実されてきたこと、
- ・ 福祉サービスが多様化したことによって、在宅と施設のサービスの差が少なくなってきたこと、
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律などにより、障害者の雇用が促進されてきたこと、

などから、社会的背景に大きな変化が生まれています。

このため、制度について抜本的な見直しをする必要があることから、平成16年度に県の附属機関である「神奈川県障害者施策推進協議会」に、障害者団体や福祉事業関係者などを構成員とする小委員会を設置し、手当のあり方について検討を重ね、平成18年7月、県民の皆さんにも広く参加をいただいて、これからの障害福祉施策のあり方を示す「かながわの障害福祉グランドデザイン」を策定し、その中で、個人給付を重点化し、その財源を地域生活支援の充実に活用することとしました。

その後、本年4月に、障害者関係団体及び市町村を対象にアンケート調査を実施した上で、「神奈川県障害者施策推進協議会」で具体化に向けた検討を行ってきました。

この度、地域生活支援施策の充実の方向性と手当の見直しの内容がまとまりましたので、「新たな地域生活支援施策の構築と神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の改正素案」について、県民の皆さんのご意見を募集することにしました。

在宅重度障害者等手当制度の見直しの基本的な考え方

在宅サービス等の充実など手当制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、「**かながわの障害福祉グランドデザイン**」で示した、「**個人を対象とする一律の現金給付を見直し、その財源を地域生活を支えるサービスの充実を図るための財源へと転換する。**」との方向性に基づき、個人給付の重点化と地域生活支援施策の充実を図る。

一律の現金給付

【 重度重複障害者】（年額 6 万円）

- ・ 身体障害者手帳 1, 2 級かつ I Q35 以下

【 重度障害者】（年額 3 万 5 千円）

- ・ 身体障害者手帳 1, 2 級
- ・ I Q35 以下
- ・ 身体障害者手帳 3 級かつ I Q50 以下

【 重度障害者に準じる者】（年額 2 万 5 千円）

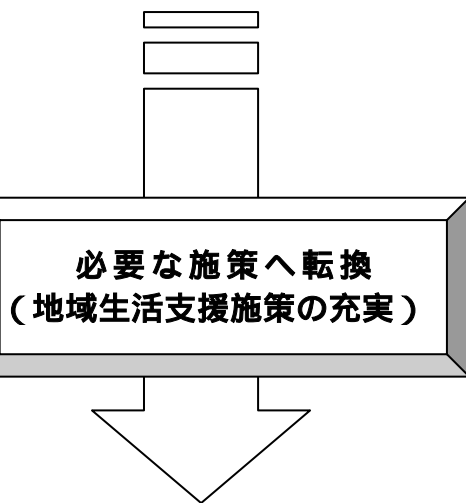
- ・ 身体障害者手帳 3 級
- ・ I Q40 以下
- ・ 身体障害者手帳 4 級かつ I Q50 以下

所得制限・使途制限
のない、一律の手当

【平成 19 年度支給実績】

約 13 万人

14 都府県で最大の
支給者数



【平成 21 年度】
周知期間
【平成 22 年度】
改正条例施行

個人給付の重点化

支給対象者を在宅で常時の介護を必要とする重度重複障害者等とし、所得制限を導入することにより、重点化を図る。

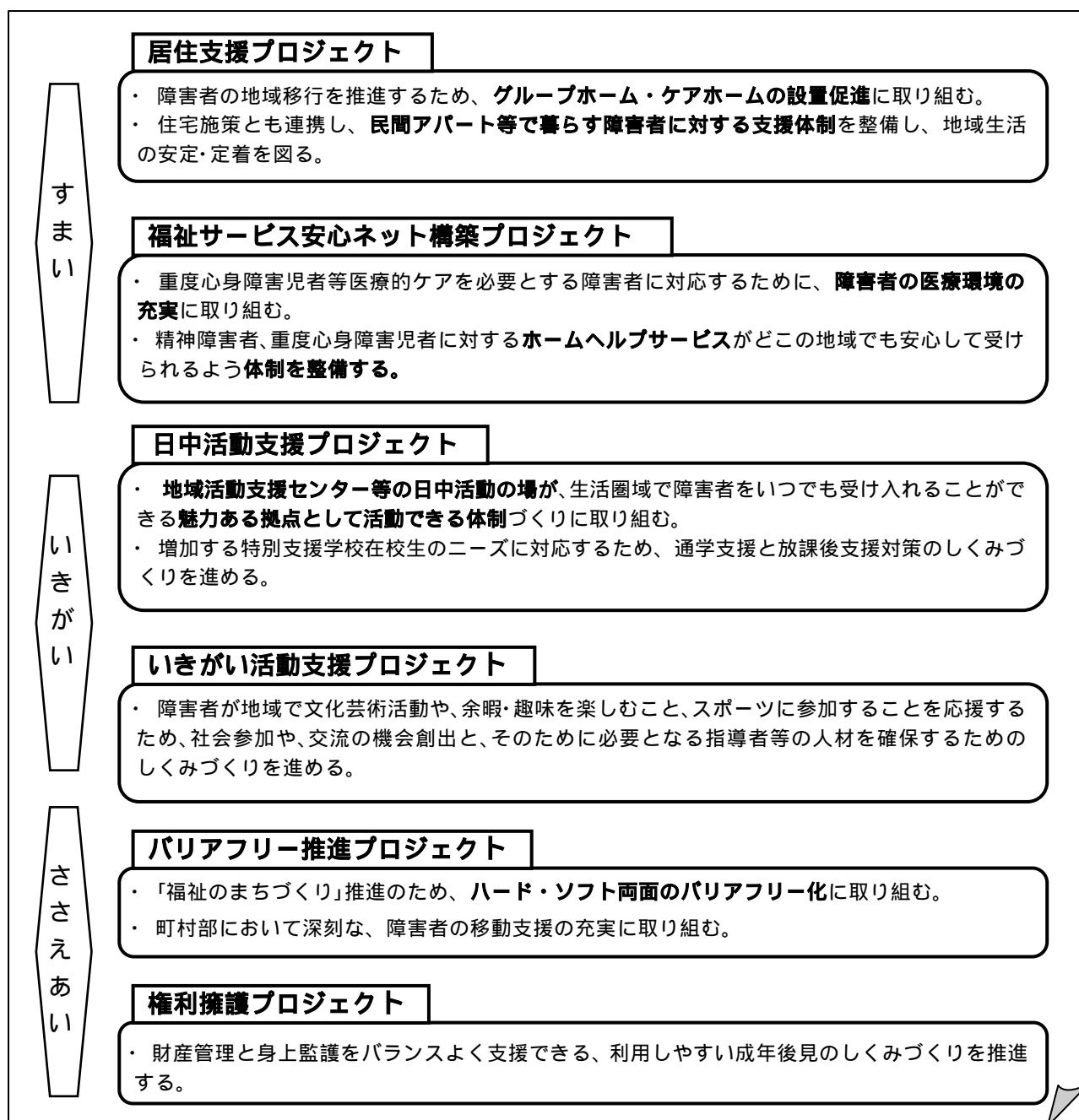
対象者見込み 約 8,000 人

新たな地域生活支援施策の構築

障害者自立支援法の施行により「施設（病院）から地域へ」という潮流が加速していく中で、「**専門的・広域的な役割**」を担う県として、「**すまい**」、「**いきがい**」、「**ささえあい**」の視点で地域生活支援施策を充実し、「**かながわの障害福祉グランドデザイン**」の実現を目指す。

新たな地域生活支援施策の構築

平成 21 年度に予定されている障害者自立支援法の見直しの動向等も視野に入れ、「かながわの障害福祉グランドデザイン」の実現に向け、外部委員も含めた委員で構成する検討組織を設置し（平成 21 年 4 月設置予定）、次の 6 つのプロジェクト事業案を中心に施策の構築を進め、平成 22 年度（改正条例施行年度）から、順次実施する。



新たな手当の考え方

24 時間の介護や医療的なケアが必要で、未だに十分な在宅サービスを受けることが困難な重度重複障害者の方などや介護する家族の経済的・精神的な負担の軽減を図り、その地域生活を支援するため、手当を支給する。

身体、知的、精神の 3 障害に係る福祉サービスが一元化されたことを踏まえ、精神障害も支給対象者の要件に加える。

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の改正素案

	改正素案	現 行
支給対象者	<p>身体障害者手帳 1 級, 2 級、療育手帳 A 1 , A 2 及びこれに相当する者、精神保健福祉手帳 1 級のうち、複数の手帳の交付を受けた者</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けている者（ に該当するものを除く。）</p> <p>65 歳に達した日以降、新たに身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の交付を受けた者（知的障害者である場合を除く。）又は特別障害者手当の支給を受けた者（いずれかの手帳を 65 歳未満で取得した場合を除く。）については支給対象としない。</p>	<p>重度重複障害者</p> <p>身体障害者手帳 1 , 2 級かつ I Q 35 以下 重度障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 , 2 級 ・ I Q 35 以下 ・身体障害者手帳 3 級かつ I Q 50 以下 重度障害者に準じる者 ・身体障害者手帳 3 級 ・ I Q 40 以下 ・身体障害者手帳 4 級かつ I Q 50 以下 <p>65 歳に達した日以降、新たに身体障害者手帳の交付を受けた者（知的障害者である場合を除く。）については、支給対象としない。</p>
支給要件	<p>【住所・在宅要件】</p> <p>支給年度の 8 月 1 日において、県内に 6 月以上住所を有していること。</p> <p>支給年度の前年度の 8 月 1 日から支給年度の 7 月 31 日までの間において、施設等に継続して 3 月を超えて入所していないこと。</p>	<p>支給年度の 4 月 1 日において、県内に引き続き 1 年以上住所を有していること及び施設に入所していないこと。</p>
支給要件	<p>【施設の定義】</p> <p>病院、診療所及び介護老人保健施設を加える。</p>	<p>障害者支援施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、生活保護法に規定する救護施設及び更生施設等</p>
支給要件	<p>【所得制限】（障害児福祉手当及び特別障害者手当の所得制限限度額を準用）</p> <p>単身世帯 3,604,000 円 本人と配偶者又は扶養義務者の世帯 本人：3,604,000 円 配偶者又は扶養義務者：6,287,000 円 扶養親族等が 0 人の場合</p>	<p>なし</p>
支給額	<p>年額 60,000 円</p>	<p>年額 60,000 円、 年額 35,000 円 年額 25,000 円</p>
認定手続き	<p>認定申請の期間を 8 月 1 日から規則で定める日（9 月 10 日を予定）とし、毎年度、現況届の提出を義務付ける。</p>	<p>認定申請の期間は 4 月 1 日から規則で定める日（4 月 30 日）で、受給事由が消滅したとき、住所・氏名・銀行振り込み口座の変更があったとき等（規則で規定）のみ、届出書の提出が義務付けられている。</p>
支給時期	<p>毎年度、1 月に 1 年分を支給する。</p>	<p>毎年度、7 月及び 12 月の 2 期に 1 年分を分割して支給する。</p>

現行の手当制度の概要

【支給目的】

昭和 44 年度から、在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的として、県の単独事業として重度障害者やその介護者に対し、手当の支給を行っている。

【支給実績】（平成 19 年度）

支給対象者	支給額(年額)	支給者数	支給額計
重度重複障害者	60,000 円	3,217 人	193,020 千円
身体障害者手帳 1, 2 級かつ I Q35 以下			
重度障害者	35,000 円	100,880 人	3,530,800 千円
身体障害者手帳 1, 2 級 I Q35 以下			
身体障害者手帳 3 級かつ I Q50 以下			
重度障害者に準じる者	25,000 円	28,561 人	714,025 千円
身体障害者手帳 3 級 I Q40 以下			
身体障害者手帳 4 級かつ I Q50 以下			
計	-	132,658 人	4,437,845 千円

手当制度を取り巻く環境の変化

【在宅サービス等の充実】

年 度	制度創設・事業開始の状況等
昭和 42 年	・身体障害者ホームヘルプサービス事業の開始
44 年	・日常生活用具給付事業の開始 在宅重度障害者手当制度の創設（県単独事業）
45 年	・心身障害者ホームヘルプサービス事業の開始
47 年	・児童デイサービス事業の開始 ・重度障害者医療費助成制度の創設（県単独事業）
51 年	・短期入所事業の開始（県単独事業は、46 年度に開始） ・身体障害者雇用促進法に基づく義務雇用制度・雇用納付金制度の創設
52 年	・地域作業所運営補助制度の創設（県単独事業）
53 年	・障害者グループホーム等運営費補助制度の創設（県単独事業）
61 年	・障害基礎年金及び特別障害者手当制度の創設
63 年	・障害者雇用の促進等に関する法律の施行（身体障害者雇用促進法の改正）
平成 2 年	・民営鉄道駅舎福祉施設整備費補助制度の創設（県単独事業）
3 年	・地域就労援助センター事業費補助制度の創設（県単独事業）
15 年	・支援費制度の創設
18 年	・障害者自立支援法の施行

- 平成 14 年度 庁内の政策評価において「社会環境の変化を踏まえた制度のあり方を検討するなど改善の余地が認められる。」との評価を受けた。
- 平成 17 年 1 月 神奈川県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)に「神奈川県在宅重度障害者等手当のあり方検討小委員会」(以下「小委員会」という。)を設置した。
- 平成 17 年 9 月 9 月定例県議会で「65 歳以上の新規手帳取得者を支給対象外とする」条例改正案を上程し、可決された。(平成 18 年 4 月 1 日施行)
- 平成 18 年 2 月 小委員会が、障害者関係団体を対象に実施したアンケート調査を踏まえ、報告書を取りまとめ、協議会に報告を行い、審議した。

【小委員会としての結論・課題】

手当を一律に支給するのではなく、障害者個々人のニーズに応えられるよう、支給対象の見直しや所得制限等を設けて重点化を図る。
給付の重点化による財源を活用して、障害者が住み慣れた地域で、自立した生活ができるよう地域生活支援を推進する。
 対象範囲、支給条件、更新手続きなどの支給基準の見直し及び地域生活支援の推進について、今後、検討すべき課題とされた。

- 平成 18 年 7 月 平成 18 年 4 月からの障害者自立支援法の施行を踏まえ、かながわらしい施策を展開するため、県民参加の下で策定した、障害者の地域生活を支える障害福祉のあるべき姿を示す「かながわの障害福祉グランドデザイン」(以下「グランドデザイン」という。)に、個人給付の重点化及び地域生活支援の充実の方向性を位置付けた。

【グランドデザインの方向性】

個人給付の重点化
 これまでのように一律に給付するのではなく、「生きにくさ・暮らしにくさ」に注目し、**重度重複障害など生活上の困難性の高い障害に重点的に給付を行う。**
地域生活支援の充実
限られた財源を地域生活支援の充実に活用する。

- 平成 20 年 4 月 障害者関係団体及び市町村を対象に、グランドデザインを踏まえた、障害者自立支援法施行後の県の役割と取組みの方向性等について、アンケート調査を実施するとともに、常任委員会にこれまでの検討経過とアンケート調査の実施について、報告を行った。
- 7 月 常任委員会にアンケート調査の結果等について、報告を行った。
- 9 月 常任委員会に見直しの考え方と地域生活支援充実の方向性について、報告を行った。
- 11 月 協議会で見直しの考え方と地域生活支援充実の方向性について、審議した。

意見募集期間 平成21年1月15日(木)まで

「新たな地域生活支援施策の構築と神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の改正素案」に対するご意見

*こちらは、ご意見を集計する都合上お伺いするものです。さしつかえのない範囲でご記入をお願いします。

【居住地】	()市町村	【性別】	男・女	【年代】	10代・20代・30代・40代・50代・60代以上
-------	--------	------	-----	------	---------------------------

【ご意見の提出方法】

- ・郵送：〒231-8588 神奈川県保健福祉部障害福祉課地域生活支援班 (住所は不要です。)
- ・ファクシミリ： 045(201)2051
- ・電子メール(フォームメール)
：県のホームページ
(県障害福祉課 <http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/fukusi/1309/index.html>)からも電子メール(障害福祉課フォームメール)を利用したご意見の提出ができます。(フォームメールに直接ご意見を入力してください。)

ご意見の対応

皆様からいただいたご意見を踏まえ、施策の検討を進めてまいります。また、いただいたご意見は取りまとめの上、後日、県政情報センター、各地域県政情報コーナー、県のホームページで公表します。(個別に回答はいたしませんのでご了承ください。)

問い合わせ先

神奈川県保健福祉部障害福祉課地域生活支援班 電話 (045)210-4713(直通)